

総

論



県の鳥ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣がえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。

(昭和30年、国の特別天然記念物に指定)

総論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化し、さらには開発による良好な自然景観の消失などにより自然環境の改変が進んだ。

このような背景から、環境保全のための各種法体系の整備が進められ、40年代には公害防止条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画の策定等による公害防止対策を講じたほか、県立自然公園条例や自然環境保全条例の整備などの自然保護施策を展開した結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然などのすぐれた環境の保全に大きな成果をあげてきた。

しかしながら、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景として、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による都市河川の汚濁、身近な自然の減少など、都市・生活型の環境問題が課題となっている。

さらに、廃棄物の抑制や循環利用が確保される循環型社会の形成や、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題は、緊急の課題となっており、ダイオキシン類などの有害な化学物質や環境ホルモンに対する対策も必要となってきた。

こうした課題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因することから、従来の規制的あるいは個別的な手法だけでは十分には対応できない状況にある。また、県民の環境に対するニーズは、単なる環境問題の克服に加え、うるおいのある水辺や豊かな緑、ゆとりのある空間など、やすらぎのある快適な環境へと変化してきた。

本県では、このような状況に対処し、21世紀に向けた新たな環境施策を積極的に推進していくため、7年12月には、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会^{*1}の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする「富山県環境基本条例」を制定するとともに、10年3月に、この基本条例の基本理念の実現に向け、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ「富山県環境基本計画」を策定した。また、13年度からスタートした「富山県民新世紀計画」において、政策の柱として「環境」を「人材」、「生活」、「産業」、「国際」とともに5つの立県構想の一つに位置付けるなど、環境の世紀に向け総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に関する各種の施策を推進していくことにしている。

13年度の主な事業として、「安全で健康な生活環境の確保」については、11年度に改定したブルースカイ計画を推進したほか、大気汚染常時監視体制のあり方についての検討を行い、今後の大気汚染常時観測局の配置等について基本的な方針を定めた。また、北陸新幹線の騒音環境基準の類型あてはめに向け、沿線の土地利用状況調査を行うとともに、騒音・振動の現況調査を実施した。このほか、化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、ダイオキシン類について、大気、水質等の環境調査や主な発生源の調査を実施した。

水環境の保全では、富山湾水質汚濁の改善対策を検討し、その結果を踏まえ、クリーンウォーター計画を改定したほか、国と連携協力して、主要河川において環境ホルモン調査を実施した。また、学識経験者等で構成する「富山県冬期間地下水位低下対策推進委員会」を設置し、冬期間の地下水位低下対策について検討を行うとともに、「消雪設備維持管理マニュアル」

^{*1} 持続的発展が可能な社会 … 国連環境計画 (UNEP) のもとで発足した「環境と開発に関する委員会」が1987年に「我らが共有の未来」をとりまとめ公表した報告書において使用された「持続可能な開発」(Sustainable Development) という考え方を踏まえたもの。この報告書では、持続可能な開発を「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在のニーズも満足させるような開発」と定義している。

を作成し、地下水の節水について関係者への周知を図った。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、県庁本庁舎のISO14001の認証取得に向けた取組みを開始したほか、「とやま廃棄物プラン」の策定に向けた検討を進めた。また、ごみの減量化・再生利用を促進するため、市町村や一部事務組合が実施する、先駆的廃棄物減量化事業や容器包装廃棄物分別収集拡大モデル事業等に対して補助したほか、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、処理計画の作成を指導するとともに、有識者による助言指導を行った。

「自然と共生したうるおいのある環境の実現」については、立山一ノ越地区等に環境配慮型の公衆トイレを整備したほか、日本百名山と称される山々に至る登山道の整備を行った。また、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本方針として「第9次鳥獣保護事業計画」を策定したほか、学校でのビオトープづくりを推進するため、「学校ビオトープづくりモデル技術集」を作成するとともに、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を把握し、その保全対策に資するため、県版レッドデータブックの作成に取り組んだ。

「快適な環境づくり」については、従来の「県土美化推進運動」に新たに、地域の住民等が主体となり、海岸や公園等における継続的な美化活動を促進するため、「アダプト・プログラム事業」を追加し充実を図った。また、屋敷林や散居村の保全・活用を図るため、屋敷林の保全と地域づくりをテーマに田園空間に関するシンポジウムを開催したほか、棚田保全活動を普及啓発するため、棚田フォーラムを開催するとともに、引き続き棚田オーナー制への活動支援を行った。さらに、有識者等からなる「富山県の景観を考える懇談会」を設置して、本県の景観施策のあり方や景観に関する条例の基本的な枠組みについて検討を進めた。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、「富山県地球温暖化防止活動推進センター」に指定した（財）とやま環境財団と連携して、地球温暖化防止の普及啓発、地球温暖化防止活動推進員の養成等を行った。また、県職員を対象にノーマイカーデーを実施し、環境にやさしい公共交

通機関の利用促進に努めたほか、住宅用太陽光発電の導入に対し補助を行った。また、オゾン層破壊物質であるフロン類の適切な回収、破壊を推進するため、フロン回収破壊法に基づく登録業務を開始するとともに、普及啓発を行った。

このほか、県の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組むため、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制の実行計画として位置づけられる「新県庁エコプラン」を策定した。また、「富山県グリーン購入調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する製品や役務の調達の推進に努めるとともに、重点的に調達を推進する品目を拡大した。

また、環日本海地域との国際環境協力を一層推進するため、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)と連携し、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を開催したほか、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の推進事業として、「第2回北西太平洋地域における海洋環境のリモートセンシングに関する国際ワークショップ」を開催した。さらには、衛星データを活用して、海洋環境データを受信、解析する「環日本海海洋環境ウォッチシステム」を環境省に協力して整備し、情報を発信したほか、国連環境計画(UNEP)、環境省と連携して、「陸上起因海洋汚染防止対策に関するワークショップ」を開催した。

また、県は、日本海及び環日本海地域の過去・現在・未来にわたる人間と自然のかかわり、地域間の人間と人間とのかかわりについて、循環と共生と海の視点から総合的かつ学際的に研究する「日本海学」を提唱しており、その確立、推進のために、普及啓発事業や調査研究を行った。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、各主体が公平な役割分担のもとで自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会の実現を図るため、普及啓発活動や環境教育・学習を推進した。また、(財)とやま環境財団と共同で環境フェアを開催したほか、清掃美化大会やマイバッグキャンペーン等の各種事業に積極的に取り組んだ。さらに、県内20校において、環境保全に積極的に取り組む児童を育てるため、ケナフを教材とする総合的体験学習を推進した。

「総合的な視点で取り組む環境の保全と創造」については、複雑化した今日の環境問題に総合的な視点で取り組むため、11年度に改定した「富山・高岡地域公害防止計画」を推進したほか、環境情報を視覚的に提供する「環境地理情報システム」の整備を進めた。

14年度においては、これらの状況を踏まえ、環境基本計画に基づき各種の環境保全施策を総合的、計画的に実施することとしている。

「基本的施策の推進」については、10年3月に策定した現行の環境基本計画について、学識経験者等からなる研究会を設置し、施策の進捗状況や新たな課題等について点検、調査する。

「安全で健康な生活環境の確保」については、環境基準の達成維持に向け、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画を推進するほか、富山湾の水質改善を図るため、窒素、リンの削減対策技術マニュアルを作成し、工場・事業場対策を推進するとともに、汚濁機構の未解明な部分について調査を継続する。また、化学物質対策として、ダイオキシン類の環境調査等を実施するほか、「化学物質排出把握管理促進法」に基づく届出について事業者等に普及・啓発を行うとともに、排出量等についての集計、公表を行う。さらには、北陸新幹線鉄道として工事認可された沿線地域で、騒音・振動の現況調査を引き続き実施するとともに、騒音環境基準の類型あてはめを行う。

このほか、地下水対策として、庄川右岸の高岡市中田地区に新たに観測井を設置するとともに、冬期間の安全水位に関する調査研究を進める。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、廃棄物の減量化と再生利用を総合的かつ計画的に推進するため、「とやま廃棄物プラン」を策定するほか、事業者や関係団体等からなる懇談会を設置し、廃棄物の減量化やリサイクル手法等についての情報交換を行うとともに、新たにリサイクル製品やリサイクルに取り組む事業所等の認定事業を推進する。また、引き続き、県庁本庁舎のISO14001認証取得をめざして、環境マネジメントシステムの構築や職員研修を行うほか、富山市エコタウン事業につ

いて、財政的支援を国に要望するなど、富山市と連携して推進する。

「自然と共生したうるおいのある環境の実現」については、各種事業実施に際しての自然環境保全上のガイドラインである「自然環境指針」の見直しに着手するほか、山岳自然環境の保全と適正な利用について幅広く意見を求めるため、有識者からなる「立山懇談会」を設置する。また、劔岳登山の拠点となる劔沢野営場等で環境配慮型公衆トイレを整備するほか、劔岳地域や薬師岳地域で登山歩道の整備を行う。さらに、国際山岳年を記念して、山岳トイレに関するシンポジウムを誘致・開催するとともに、県鳥であるライチョウの保護を図るため、一般県民を対象としたシンポジウムを開催する。

「快適な環境づくり」については、ごみゼロの日（5月30日）、県土美化の日（6月3日）等の統一行動日を推進するなど、引き続き県土美化推進運動を展開し、「日本一のきれいな県土」の実現を目指す。また、地域の住民等が主体となり、海岸や公園等における継続的な美化活動を促進するため、「アダプト・プログラム事業」を実施し、行政と地域住民との協働体制づくりを推進する。このほか、飲用に供される「とやまの名水」については、衛生管理マニュアルを作成するなど、安心して飲用できるよう衛生管理を徹底する。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、「新県庁エコプラン（地球温暖化防止のための富山県庁行動計画）」を推進し適切な進行管理を行うほか、「富山県グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品等の調達に努める。また、地球環境の保全対策として、本県に応じた温室効果ガスの削減目標や取り組むべき具体的な行動を定める温室効果ガス排出削減計画の策定に向け、基礎調査を実施するとともに、フロン回収破壊法に基づく回収業者の登録や普及啓発を行う。

このほか、本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を開催するとともに、環日本海地域の環境保全をテーマとしたシンポジウムを開催する。また、NOWPAPの推進事業として、「リモートセンシング水環境フォーラム」や「生物評価法（バイオア

ッセイ)に関する国際ワークショップ」を開催する。さらに、NOWPAPの本部事務局(RCU)についても、国、国際機関等と連携を図りながら、支援していく。

また、環日本海地域の様々な危機を回避し、持続的な発展に向けた環境との共生をめざす日本海学について、その確立に向け、普及・啓発や調査・研究を推進する。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、県・市町村のノーマイカーデーの取組みを県民運動として展開し、公共交通機関等の利用を促進するほか、各主体が自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会の実現を図るため、普及啓発活動や環境教育・学習を推進する。また、富山の自然を守り環境保全に積極的に取り組む児童を育てるため、引き続き県内20校においてケナフを教材とする総合的体験学習を推進する。

「総合的な視点で取り組む環境の保全及び創造」については、「富山・高岡地域公害防止計画」に基づいて、総合的な環境対策を推進するほか、環境影響評価条例に基づき、適切かつ円滑な環境影響評価の実施を指導する。

今後とも、複雑で多様化する環境問題を解決するためには、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係に認識と理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって、快適で恵み豊かな環境を保全し創造していくことが必要である。

このため、環境基本条例の基本理念である、環境の恵沢の享受と継承、持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止、地球環境保全の推進の実現に向け、環境基本計画に基づき、(財)とやま環境財団等と連携しながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するほか、各種施策を積極的に推進していく。

